

薬生総発 0331 第 5 号
老老発 0331 第 3 号
保連発 0331 第 22 号
保医発 0331 第 3 号
政統情発 0331 第 1 号
令和 5 年 3 月 31 日

都道府県介護保険主管部（局）
介護保険担当課（部）長
都道府県担当者民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主課（部）長
社会保険診療報酬支払基金理事長
国民健康保険中央会長

殿

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長
（ 公 印 省 略 ）
厚生労働省老健局老人保健課長
（ 公 印 省 略 ）
厚生労働省保険局医療介護連携政策課長
（ 公 印 省 略 ）
厚生労働省保険局医療課長
（ 公 印 省 略 ）
厚生労働省大臣官房参事官（情報化担当）
（ 公 印 省 略 ）

健康保険法第 150 条の 7 等の解釈について

令和 4 年 12 月 21 日デジタル臨時行政調査会において、アナログ規制（目視規制、実地監査規制、定期検査・点検規制等）に該当するアナログ行為を求める場合があると解される法令の条項のうち、当該条項に係る規制の見直しを実施するため、「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」が公表されたところです。

今般、こうした工程表を踏まえ、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 150 条の 7 等の解釈を以下のとおり示すこととしました。つきましては、内容を御了知いただ

くとともに、関係者等へ周知いただくようお願いいたします。

記

第1 健康保険法第150条の7に基づく立入検査等

健康保険法第150条の7第1項において、厚生労働大臣は、必要な限度において、匿名診療等関連情報利用者に対し報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に匿名診療等関連情報利用者の事務所その他の事業所に立ち入って関係者に質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができるとされている。

この報告徴収については、厚生労働大臣は、匿名診療等関連情報利用者に対し、電子メールやオンライン会議システム等のデジタル技術を活用して、必要な報告や帳簿書類の提出・提示を求めることも可能である。

第2 高齢者の医療の確保に関する法律第16条の7に基づく立入検査等

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第16条の7第1項において、厚生労働大臣は、必要な限度において、匿名医療保険等関連情報利用者に対し報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは匿名医療保険等関連情報利用者の事務所その他の事務所に立ち入り、匿名医療保険等関連情報利用者の帳簿書類その他の物件を検査させることができるとされている。

この報告徴収については、厚生労働大臣は、匿名医療保険等関連情報利用者に対し、電子メールやオンライン会議システム等のデジタル技術を活用して、必要な報告や帳簿書類の提出・提示を求め、又は質問することも可能である。

また、同条第2項において、質問又は立入検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならないとされている。

この証明書の携帯・提示については、オンライン会議システム等のデジタル技術を活用して、これらを介して、証明書を提示することも可能である。

第3 介護保険法第118条の8に基づく立入検査等

介護保険法（平成9年法律第123号）第118条の8第1項において、厚生労働大臣は、必要な限度において、匿名介護保険等関連情報利用者に対し報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に匿名介護保険等関連情報利用者に対して質問させ、若しくは匿名介護保険等関連情報利用者の事務所その他匿名介護保険等関連情報の利用に関係のある場所に立ち入り、その帳簿書類その他の物件を検査させることができるとされている。

この報告徴収については、厚生労働大臣は、匿名介護保険等関連情報利用者に対し、電子メールやオンライン会議システム等のデジタル技術を活用して、必要な報

告や帳簿書類の提出・提示を求め、又は質問することも可能である。

また、同条第2項においては、同法第24条第3項の規定を準用し、質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならないとされている。

この証明書の携帯・提示については、オンライン会議システム等のデジタル技術を活用して、これらを介して、証明書を提示することも可能である。

第4 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律に基づく報告の徴収等

地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号）第31条第1項において、厚生労働大臣は、社会保険診療報酬支払基金又は受託者について、医療機関等情報化補助業務及び支払基金電子処方箋管理業務に関し必要があると認めるときは、その業務又は財産の状況に関する報告をさせ、又は当該職員に実地にその状況を検査させることができるとされている。

同条第2項においては、厚生労働大臣は、社会保険診療報酬支払基金について、支払基金連結情報提供業務に関し必要があると認めるときは、その業務又は財産の状況に関する報告をさせ、又は当該職員に実地にその状況を検査させることができるとされている。

また、同法第37条第1項においては、厚生労働大臣は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会について、連合会連結情報提供業務及び連合会電子処方箋管理業務に関し必要があると認めるときは、その業務又は財産の状況に関する報告をさせ、又は当該職員に実地にその状況を検査させることができるとされている。

これらの報告徴収については、厚生労働大臣は、その相手方に対し、電子メールやオンライン会議システム等のデジタル技術を活用して、必要な報告を求めることも可能である。